

令和7年度第2回 福岡市文化財保護審議会 会 議 次 第

令和8年2月5日（木）
10時00分～12時00分
福岡市赤煉瓦文化館 会議室3

1. 開 会

2. 経済観光文化局理事挨拶

3. 議 事

（1）令和7年度福岡市指定文化財候補について

無形民俗文化財 大浜流灌頂

諮問書渡し

答申書渡し

（2）今後の福岡市指定及び登録文化財候補 東光院について

4. 事務局報告

5. 閉 会

指定文化財候補及び位置図

指定候補文化財の所在地…▲

種別	名 称	員数	所在地	保護団体
無形民俗 文化財	大濱流灌頂	1件	福岡市博多区 大博町 8－5	大濱流灌頂継承保存会



大濱流灌頂

区 分	民俗文化財
種 別	無形民俗文化財
名 称	大濱流灌頂
所 在 地	福岡市博多区大博町8-5
保持団体	大濱流灌頂継承保存会
概 要	1. 概要 大濱流灌頂は、毎年8月24日から26日までの3日間、福岡市博多区大博町で行われる。宝暦5(1755)年の水難や翌年の疫病の流行により亡くなった人々の霊を供養するために始まったとされ、行事の主目的は、新仏を含む有縁無縁の霊を弔う施餓鬼供養である。一方、過去には造り物、そして現在も掲げられる大燈籠や地区の家々で飾られる花笠燈籠など、人々の関心を集める要素が付随する形で、大規模な行事として発展し、継承されてきた。その規模から大濱流灌頂は「博多の夏祭の最後をかざる大祭」(佐々木 1935:77)とも呼ばれてきた。とりわけ縦約2メートル、幅約4メートルの大燈籠が町内の通りに掲げられる様は、大濱流灌頂を代表する光景となっている。尚、保存会所有の燈籠絵のうち、明治から昭和初期にかけて活躍した絵師・海老崎雪溪によって描かれた燈籠絵9点は福岡県の有形民俗文化財に指定されている。 2. 行事の起源、由来 大濱流灌頂についての記述が確認できる最も古い記録は『筑前名所図会』(1821)である。そこには「大師堂は堅町浜にあり、寺にもあらず、在家にもあらず、諸人弘法大師を信心の輩群詣す、宝暦の比一人の行者ありて、此所に庵を結ひて、大師の像を安置す、諸人帰依して追々に繁昌せり、其後東長寺に属し、七月廿五日流勸請の法事あり、其夜ハ此邊の家々燈明茶果を献し、偶人様にんきやうやうの見せものを出して、さなから盆中の賑ひに異ならず」とされており、堅町浜にあった大師堂を中心として広がりを見せていた信仰を基底としながら、7月25日に流灌頂の法事が行われており、その夜は大きな賑わいを見せていたことがうかがえる。 3. 大濱という土地および担い手の変遷 近代以降、大濱流灌頂の運営主体を担ってきた「大濱町」は、もとは江戸期の堅町浜、浜口浜、市小路浜、西町浜と堅粕村石堂川下を含む地域を指すが、江戸時代後期には既に「大濱流四丁」という認識が当地には存在していたようである。なお、大濱町1～4丁目という地名は明治8(1875)年に成立した。 『九州日報』明治38(1905)年8月16日の記事には、大濱町1丁目から4丁目による廻り当番制が成立した背景として、当時の大濱に住む古老から聞いた話を記している。それによれば、行事開始当初、流灌頂は大

濱町 1 丁目だけで行われていたが、流灌頂の行事が年々盛んになったことで 1 丁目の負担が大きくなり行事は一時中断した。しかし、せっかくの行事を終わらせてしまっては勿体無いということで、2 から 4 丁目の人々が協議をし、中断から 3～4 年を経て 4 か町による廻り当番制が採用されたというものである。そして、その出来事が約 70 年前のこととしており、この記述に従えば、天保 6 (1835) 年前後に廻り当番制が採用されたということになる。

明治 23 (1890) 年には、大濱から下対馬小路に至る新道が開通したことに伴い、その新道に沿って町が発展し、明治 30 年代には大濱新町 1 ～ 4 丁目として正式に加わった。明治 11 (1878) 年に福岡区、明治 22 (1889) 年からは福岡市の一部となった。

大濱は、元々は工業、商業、雑業、漁業などの産業が集積した町であったが、明治 35 (1902) 年の大濱町北部の築港埋め立てにより、海岸線が消滅し、漁業・海運・木材関係の会社や商社が増えたとされる。大濱地区には木材置き場のための大きな空地が広がっており、そこに造り物が設置されたという記述が見られることがあるが、これは上記のような社会的変化によるものだったと考えられる。

昭和 11 (1936) 年、築港から呉服町の間道路が拡張され、大濱町 3 丁目を貫通する大通りが完成した。昭和 20 (1945) 年 6 月 19 日から 20 日にかけての福岡大空襲では 1～2 丁目の大部分は被害を免れたが、商店や各工場があった 3～4 丁目は全町が被災した。そして、昭和 22 (1947) 年から行われた戦後復興区画整理によって 3 丁目の大部分は現在の大博通りとなり、4 丁目にも那の津公園が新設されるなどして、戦前とは様子が変わったとされる。

なお、江戸時代末期から昭和にかけて維持されてきた 4 か町による廻り当番制であったが、昭和 41 (1966) 年の町界町名改正はその制度の維持に大きな影響をもたらした。この町界町名改正により、大濱町という町名は消滅し、それぞれ大博町・石城町・下呉服町・奈良屋町・神屋町となった。かつて廻り当番で行事を担っていた大濱町 3 丁目の一部と 4 丁目はこの町界町名改正をきっかけに流灌頂の運営からは外れていくことになったとされる。

3 丁目の一部と 4 丁目が廻り当番から外れたのち、担い手組織は現在に至るまでに複数回の再編を経ている。まず、正確な時期は不明であるが、大博町の 1 区から 5 区（かつての大濱町 2 丁目と 3 丁目の一部）が大博連合として 2 年を担当、そして 6 区（かつての大濱町 1 丁目）が 1 年を担当という輪番形式で行事が行われるようになった。また、平成 4 (1991) 年には 20 歳以上の男性による地域組織「浜友会」が結成され、居住地域を超えて流灌頂の運営に加勢するようになった。さらには、大濱まちづくり協議会も平成 5 (1992) 年以降運営に参画をするようになった。

上記のような担い手の変遷を経たのち、平成 25 (2013) 年度に輪番形式も廃止され大博町全体で行事を運営することになった。それに伴い、大濱流灌頂継承保存会が結成され、以降大濱流灌頂の運営主体として行事を執り行っている。

4. 行事の現況

大濱流灌頂期間中、大燈籠が掲げられた通りには露店が並び、多くの

人々が訪れるが、それと同時並行して施餓鬼供養「大濱流灌頂大施餓鬼会」が行われる。流灌頂とは「産死者・水死者をはじめ、不慮の死、変死を遂げた者の供養のために行われる、水辺での儀礼」（『日本民俗大辞典下』2000年、吉川弘文館）のことで、川施餓鬼の一種とされる。法要は東長寺の僧侶によって営まれ、特別に設けられた施餓鬼堂で執り行われる。令和4年以前は、施餓鬼堂の場所は毎年移動していたが、知足庵跡とされる瑜伽稻荷神社横に大博町1区～6区町内会の集会所が設けられた後は、毎年ここに施餓鬼堂が設けられるようになった。

初日の8月24日は、16時より施餓鬼堂での供養の受付が始まる。受付を済ませた参拝者は、堂外に設けられた砂箱に線香を、蠟燭台に蠟燭を立てて堂内に向かって手を合わせる。18時頃になると「流灌頂通り」と呼ばれる町内を東西に貫く通りに大燈籠が掲げられる。現在掲げられる大燈籠は4基で、両面に計8枚の大燈籠絵が飾られる。また、地区の家々の前には「今月今夜」や「御献灯」と書かれた花笠燈籠が飾られる。そのころ、継承保存会の役員たちは提灯を持って大浜公民館に僧侶の出迎えに行く。僧侶たちは19時前に公民館を出発し、提灯を先頭に、引磬を鳴らしながら施餓鬼堂までの道に行く。19時頃、施餓鬼堂で法要が始まる。施餓鬼堂には、初盆を迎えた家族が集まっている。堂内に設けられた祭壇には、大日如来、弘法大師、不動明王をはじめとする仏像や仏画が安置されるほか、傍らにはガキドウ（施餓鬼棚）が設けられ、亡者たちのための供養が同時に行われる。また大日如来と施餓鬼堂外のエコバシラ（回向柱）は五色の糸で結ばれている。

2日目の8月25日も前日と同様の流れで施餓鬼供養と大燈籠の掲示が行われる。

最終日の8月26日は前2日同様に18時頃から大燈籠の設置が行われる。一方、公民館を出発した僧侶たちは、18時半頃に、那の津通りに面した場所に祀られている享保の飢饉の犠牲者を弔うための供養塔前で法要を行い、その後、場所を施餓鬼堂に移して再び法要を執り行う。21時前になると、施餓鬼堂の外には祭壇の供え物がすべて入れられた精霊船である西方丸が据えられる。そして、僧侶による読経と参列者による焼香を経た後、全行事が終了する。そのころ、通りに掲げられていた大燈籠もすべて下される。

5. 近代における大濱流灌頂の展開

近代において、大濱流灌頂は施餓鬼供養という核を持ちながらも大規模な行事として発展を遂げていった。大濱流灌頂の近世末から現在に至るまでの展開は大きく創始期→大規模発展期→衰退期→復興期にわけて考えることができる。

東長寺文書や明治以降の新聞記事からは、近代における大濱流灌頂の大規模な展開の様子をうかがい知ることができる。明治初頭の流灌頂の様子の詳細を知ることのできる資料は東長寺文書に含まれる「流灌頂執行願」等のみだが、明治30年代以降は新聞記事によって流灌頂の賑わいの様子を確認することができる。また、明治期に大濱流灌頂は、現在も8月23日に行われている川端の飢人地藏尊の施餓鬼法要や、聖福寺の高砂大施餓鬼とも並べ立てられ「博多の三大施餓鬼」としての認知度も高めていき、博多のみならず近在の大勢の人々を集客する行事として大規模に

発展を遂げていった。

その後、大濱流灌頂は第二次世界大戦時に一度中断したが、昭和 23 年に有志によって 8 月 25、26 日の 2 日間の開催で再開した。そして、徐々に流灌頂は戦前のような賑わいを取り戻していった。昭和 25 年 8 月 27 日の新聞記事によれば「二十六日夜二万の人出でござった返した、（中略）お祭り好きな博多ッ子最後の夏祭りとおって押すな押すなの人波□□なあ大燈ろうが飾られた大通りには、夜店が軒をならべ、戦前のにぎやかさだった」（「西日本新聞」昭和 25 年 8 月 27 日）とある。

一方で昭和 30 年代後半より、福岡市の都市開発の波の中で大博町は人口減少へと転じていき、30 年前後から 20 年間は大燈籠が飾られない期間があったようだ。さらに、昭和 41 年の町界町名改正を経て流灌頂の賑わいはさらに衰退の方向へと向かっていった。一方で、平成の初頭に入り、流灌頂の賑わいを取り戻そうとする地元の有志による組織化が進み、「大浜町づくり協議会」の参画などもきっかけとして、地元の人々による夜店の出店やサンバの誘致など賑わいを取り戻す動きが活発化していった。

武井は近代において施餓鬼が「施食を行う善根功德をもって餓鬼の滅罪追福を図ることから転じ、震災・戦役・水害などで悲惨な死を迎えた「報われない死者」を救うという意味を持つ法会」（武井 2018：18）となっていったことを指摘しているが、博多という都市に住まう人々にとって「報われない死者」をどのように救うのかということは重要な意味を持っていた。同時にそれは都市に存在する「報われない死者」を救済することで自身が救われるという、自身の身の安全の確保とも通底しているものであったと考えられる。

6. 指定理由

大濱流灌頂は、有縁無縁の死者を弔う流灌頂や施餓鬼供養を核としながらも、大燈籠や花笠燈籠、造り物、屋台といった娯楽的要素と結びつく形で大規模に発展していった事例といえる。また、その法要の中身には、民俗的宗教観が色濃く反映されており、その姿は現行の行事にも見ることができる。

大濱流灌頂において、博多の浜部における各町内が、連携して集团的祭祀を行い、そこに多くの住民が参集することには、博多という都市に生きる人々の慰霊のあり方が表れている。さらに、平成以降は慰霊という目的を核に据えながらも、町の紐帯を再び取り戻すための目的も付与され「大濱」という町のアイデンティティとしても継承されている。

【参考文献】

佐々木滋寛『博多年中行事』九州土俗研究会、1935 年

武井謙吾「近代日本における「施餓鬼」の諸相—明治期を中心に—」『宗教と社会』17-31、2018 年

福岡市文化財指定同意書

令和8年1月8日

福岡市教育委員会 殿

住 所 福岡市博多区大博町 8－5

氏 名 大濱流灌頂継承保存会



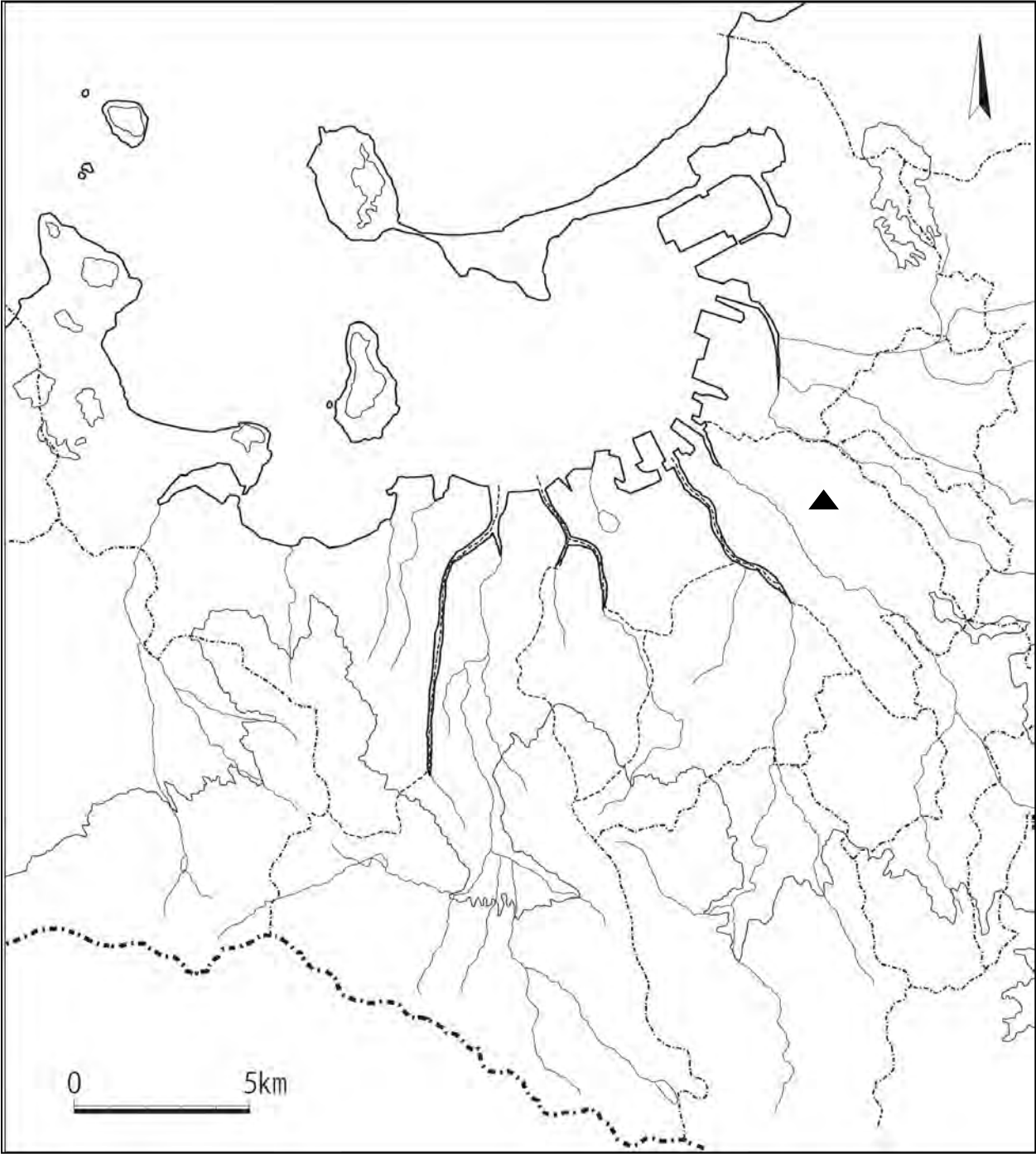
福岡市文化財保護条例第4条に基づき、下記文化財の指定について同意します。

区 分	記 載 事 項
区 分 及 び 種 別	無形民俗文化財
名 称 及 び 員 数	大濱流灌頂 1 件
所 在 地	福岡市博多区大博町 8－5
所有者及び管理者 又 は 保 持 者	大濱流灌頂継承保存会
現 状	大濱流灌頂は、毎年8月24日から26日までの3日間、福岡市博多区で行われる祭礼である。祭礼の主目的は、新仏を中心とした有縁無縁の亡霊を弔う施餓鬼供養であるが、過去には造り物、そして現在も掲示されている大灯籠や屋台など、人々の耳目を集める要素が行事に付随する形で、大規模な祭礼として発展、継承されてきた。
構 造 ・ 寸 法 等	—
由 来 ・ 徴 証 伝 説 ・ 作 者 伝 来 等	宝暦5年(1755)の水難や翌年の疫病の流行により亡くなった人々の霊を供養するために始まったとされる。 その規模から、「博多の夏祭の最後をかざる大祭」（佐々木滋寛『博多年中行事』九州土俗研究会、1935年）とも呼ばれてきた。 とりわけ縦約2メートル、幅約4メートルの大灯籠が町内の通りに掲げられる様は、大濱流灌頂を代表する光景となっている。
そ の 他 参 考 と な る 事 項	保存会所有の大灯籠絵のうち明治から昭和にかけて活躍した絵師・海老崎雪溪によって描かれた灯籠絵9点については、昭和33年および平成14年、平成16年に福岡県の有形民俗文化財に指定されている。

指定・登録文化財候補位置図

指定・登録候補▲

区 分	種 別	名 称	員数	所在地	所有者・保持団体
有形文化財	建造物	[指定候補] 東光院本堂	4棟	福岡市博多区 吉塚3-20-37外	福岡市
		[指定候補] 東光院聖天堂			
		[登録候補] 東光院新聖天堂			
		[登録候補] 東光院仁王門			



区 分	有形文化財	
種 別	建造物	
名称及び員数	市指定候補	東光院本堂 1 棟 東光院聖天堂 1 棟
	市登録候補	東光院新聖天堂 1 棟 東光院仁王門 1 棟
所 在 地	福岡市博多区吉塚3-20-37他	
所 有 者	福岡市	
概 要	東光院(とうこういん)は、堅粕(現福岡市博多区吉塚)に位置しており、寺伝によると、かつて天台宗祖伝教大師(最澄)が薬師如来像(藤原時代作)を造像して、堅粕村に将来し、大同元年(806)に薬師堂が開基して、天台宗堅粕山薬王寺を創建した。その本尊の薬師像を守る僧の住する寺として傍らに東光院を併設したと伝えられている。以来 50 年に一度開帳する秘仏とされ、除病安楽、息災離苦を求めて庶民の信仰を集めてきた。 寛永年間(1624~1644)末頃、住僧の放火により、本寺は文書記録とともに焼失したが、仏像は被害を免れた。寛永 18 年(1641)に今津村(現福岡市西区今津)の誓願寺東光坊を福岡城傍の赤坂に移して東光院と改め修法を行った。そして、正保元年(1644)には二代藩主忠之の命によって本寺の再興が始まり、8 カ月をもって、薬師堂(現本堂)が建立され、火難を免れた尊像が安置された。続く正保 4 年(1647)には東光坊の住侶であった栄仙を中興開山とし、真言宗に改宗し、寺号も薬王密寺東光院とした。また、藩主からの寺領寄進を経て、宮殿(客殿)、鐘楼、仁王門、浄厨(庫裏)が慶安 5 年(1652)に完備した。 明治 3 年(1870)には藩主より、寄進地が廃禄された。明治 37 年(1904)、大正元年(1912)に 25 体の国宝(現在、国重要文化財)指定を機に東光院国宝保存会顕彰会が組織され、本堂背面に内陣を兼ねた収蔵庫を建設して仏像を保管した。しかし、換気不良や雨漏りがあったため、聖天堂と心字池の間に新規にコンクリート造の収蔵庫が新設された。住職泰順尼は重要文化財仏像の将来的な保存策を公的機関に委ね、昭和 49 年(1974)に建物や土地の一部を福岡市に無償譲渡し、廃寺となった。現在その寺の遺構が 4 棟境内に残る。 【 東光院本堂 】(指定候補) 当本堂は境内地の東方奥の北端に南面する。寛永年間末の火災後、正保元年(1644)に再建されたことが記録でわかる。方 5 間堂の 3 間向拝付で入母屋造、本瓦葺である。平面は方 3 間の畳敷身舎の 4 周に板敷の庇を廻して、北庇を内陣とし、円柱建てとする。 内陣は両端間と舞良戸片引きで仕切り、正面中央間は柱一本分広く、来迎柱構えとし、放壇を置いているが、来迎柱対応面に板溝痕と下方に前壇当たりとその後方に繋ぎ痕が残るので、前壇が後方まで広がり、来迎柱に小脇板を付け、本尊薬師如来像と眷属の十二神将小像が配列されていたであろう。両脇間は花頭口に 4 段棚を設けているのは当寺歴代の住職の位牌を祀っていたと思われる。なお前壇には蕨手高欄を付けている。 柱間構造は身舎両側後間を板壁のほかは無目敷居に吹抜とする。側廻りは正面中央間 3 間が両面とも両折棧唐戸で内陣外廻りは横羽目目板打ちに	

片蓋間柱立とする(筋かいと背面中央間の合板壁は後補)。そのほかは舞良戸引違に内側腰障子付である。外側の開口部には正面と東面に擬宝珠高欄の切目縁を付けるが、西円柱に縁繋ぎ痕が見られ、正面の現縁束の内側に旧束石・縁束及び階段面に短切目縁が残存しているので、もとは短切目縁が三方に廻っていたようである。三間向拝は足元包板付の面取角柱に箱階段4級の登階段とする。

基礎廻りは礎石切石に亀腹を築き、その縁下部は漆喰塗仕上げの古式であるが、西面後半から背面ではモルタル塗りとし、軒下土間は小石埋めモルタル塗で、葛石も花崗岩切石を廻らしているのは昭和の施工であろう。

軸組は付土台に足固貫、樋貫、木鼻付頭で固め、縁・内法長押を廻す。床下は深く、掘り下げ、床組は床束に大引きを渡して根太を配し、二重床板を張る。

組物廻りは和様を基準とし、身舎が平部で平三斗組、隅部で木鼻付三斗組、側廻は中備を蓑束とする。内陣の来迎柱頭部は粽付、虹梁・木鼻を掛けて台輪に出三斗組、中備に蓑束間斗をおく。琵琶板には瑞雲を描き、虹梁上が日・月象、花頭上の左手が琵琶と天女、右手が琴をもつ天女の各浮彫を付ける。以上の禅宗様形式を柱の金欄卷とともに極彩色で飾るが、剥落が甚大である。向拝では角柱頭部に木鼻付平虹梁を渡し、出三斗に手挟を組み、隅部は連出三斗組に海老虹梁を繋ぐ。中備の臺股は梵字三組を彫る。

軒廻りは繁垂木の二軒とし、向拝は打越垂木に二軒である。屋根の入母屋妻飾りは出三斗組と板臺股で虹梁を受け、その上は冢叉首組に卷斗舟肘木とし、入母屋破風に猪の目懸魚を吊る。なお、向拝臺股内外面の梵字は薬師如来と日光・月光菩薩の三組である。

小屋組は和小屋組で大梁に小屋梁を架け、束踏を渡し、小屋束を立て、貫を通して母屋桁をのせ、さらに二重梁を掛けて、同様に組み上げる。軒垂木上は桔木を入れて軒先を吊り、桔木上に母屋桁をおき、野垂木を配して野地板を張る。

屋根は入母屋造の本瓦葺で向拝を葺き降ろす。大棟、隅棟は熨斗瓦積の雁振瓦に紐付平瓦を被せ、棟端の簡素な鬼瓦に鳥衾をのせ、入母屋破風上の蓑甲も軒瓦とする。なお、軒平瓦の瓦当は福岡藩主黒田家の藤巴紋にしている。

本堂の平面が方三間身舎の4周に庇をめぐらす求心的な平面は天台宗の影響を残し、北庇を内陣として禅宗様式でデザインしているのは中世の禅宗に転じた影響を継承していると考えられる。また、臺股両面に三組の梵字を刻んでいることも特徴的である。今後、指定文化財の候補物件として調査を進める。

【 東光院聖天堂 】(指定候補)

当堂は梁間3間(6.0m)、桁行 4.5 間(10.4m)の一間向拝付で入母屋造、本瓦葺とし、妻入り南面する。そして本堂の東方に並立して本堂と渡廊で繋ぐ。

平面は外陣と内陣を同大に框上げて区分し、奥行半間を内々陣とし、外陣と内陣の前半は畳敷きに信者の礼拝空間であり、内陣の後半板敷には中央部に方壇・円壇上に円筒形小厨子を安置し、両側に鉄灯籠、手前に僧座台、両脇台、背後に供物台を備え、住職の礼拝場である。内々陣は仏壇とし、前面に来迎円柱を立てて、板壁で仕切り、中央室は蕨手高欄口の内部を土台・地長押で棚上げして、半丸柱に軸摺棧唐戸を両開きの三間構えとする。

なお、聖天信仰は仏教を守護し、財運と福運をもたらすとされ、寺院に祀られる。また、来迎柱には旗を掲げ、歓喜天の象徴である巾着が右手幡に、双大

根が左手幡に標す。

正面には擬宝珠柱に刳高欄付の切目縁を設ける。1間向拝は木階3級で登り、向拝柱は礎石・礎盤に粽付大面取角柱を建てる。

基礎廻りは雨落到花崗岩の葛石を廻し、軒下土間を小玉石散しモルタル塗とし、コンクリート造の亀腹を築く。身舎柱礎石は自然石を据え、床下を深く掘り下げて、三和土叩きに床束、縁束と切石据えとする。

床組は床束に大引を渡し、柱際に根太掛を打ち、根太を配して床板を張るが、畳敷下は横張とする。軸組は仏壇の来迎柱以外は大面取角柱とし、外陣のほかは粽付である。柱には内法貫、頭貫を通し、地・縁・内法長押を打ち付け、六葉を付ける。来迎円柱上部には中央間には平虹梁、両脇間に頭貫・樋貫を通す。なお、頭貫は柱天より下げて貫通している点が特徴的である。

柱間装置のうち外陣は正面中央間が外陣両折棧唐戸の上連子ガラス嵌、内側腰障子両折棧唐戸、両脇間が舞良戸上連子の引違に内側脇障子とする。両側面は腰壁板張に連子窓の内側ガラス戸引違、西面前端間は渡廊面により腰ガラス戸引違である。内陣は正面の中央が腰付壁板亀甲網張戸4枚引違で、同西面は渡廊により板戸外面舞良戸引違とする。そのほかは腰壁壁板張、大壁横板張である。

組物は外陣外側の出桁を根肘木・指肘木上の巻斗で受ける。内陣は内部を大斗肘木、外部を平三斗組とし、内々陣の中央間は虹梁に梵字(歓喜天)彫臺股を据える。その奥陣では柱上に木鼻、台輪、出三斗、実肘木を片蓋に組み上げる。向拝では柱天に木鼻付虹梁を輪薙込、出三斗を組み、中備の臺股に梵字(歓喜天)を彫る。内側には手挟で垂木を受ける。

小屋組は洋小屋であり、敷桁に陸梁を6通り架け、挟み振止を渡し、真束を立てて、棟木を受け、方杖で合掌を支える。要所に桔木を入れて軒を吊り、合掌とともに母屋桁をのせ、野垂木を 36cm 間隔に配し、野地板を張って屋根下地とする。

小屋組の東側面に板札が釘止めされ、墨書きで「昭和十一丙子歳八月五日落慶 一・設計並監督 福岡縣 營繕課 黒木利三郎」と記される。板札から聖天堂の建築年代が昭和 11 年8月であること、設計者が黒木利三郎であることが知られる。黒木利三郎は福岡県営繕課に奉職した建築技手であり、戦前から戦後にかけて県内外で活躍、住吉神社能楽殿(福岡市指定有形文化財)や宮崎宮廻廊など多くの伝統建築の造営に従事した人物として評価されている。今後、指定文化財の候補物件として調査を進めていく。

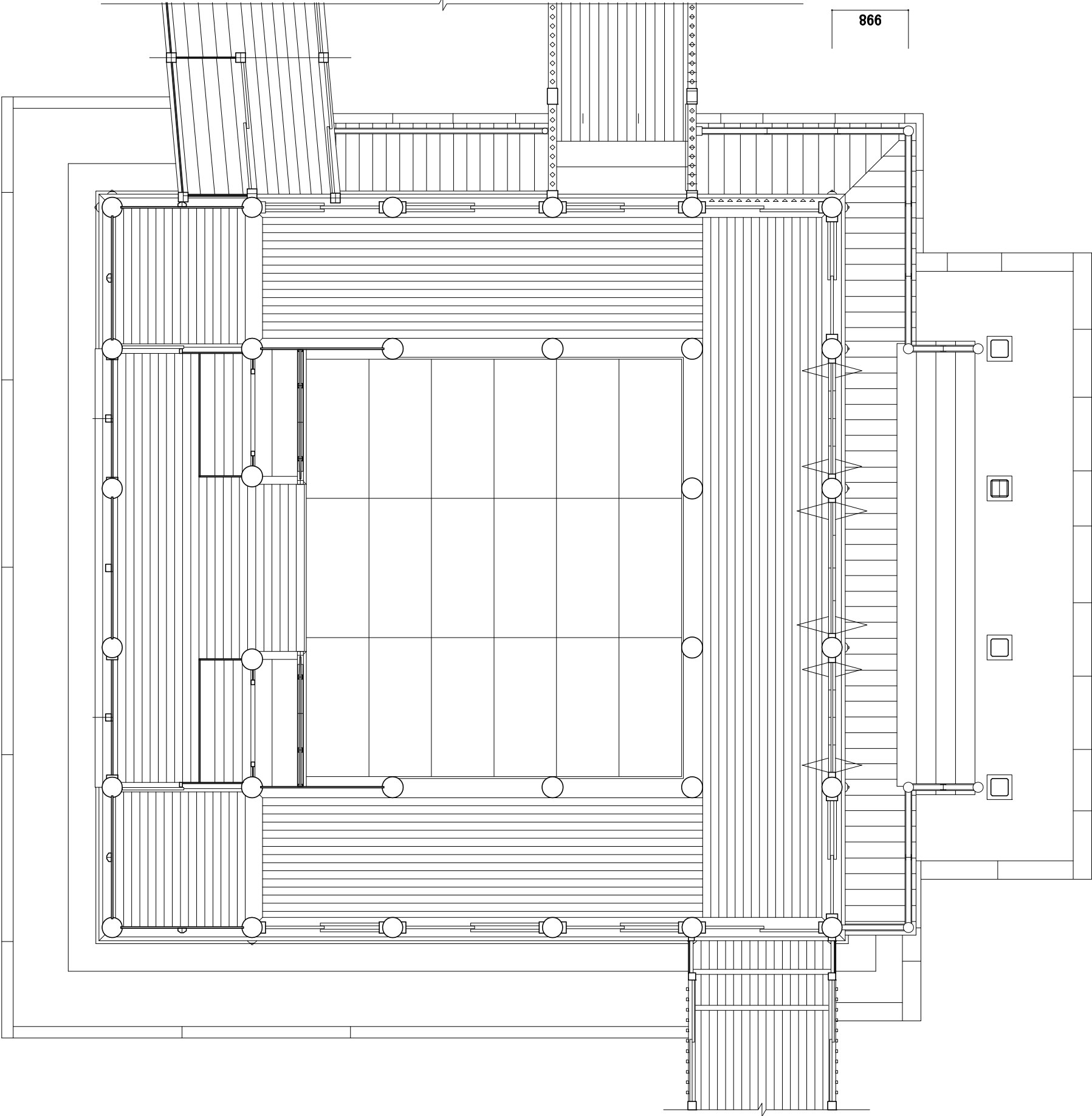
【 東光院新聖天堂 】(登録候補)

当堂は入母屋造、鉄板葺、木造平屋建の建物で、桁行6間、梁行3間の規模を有する。北側一間半(内陣)のみ棧瓦葺を載せるやや複雑な屋根形式を採る。建物正面(南側)は向拝を付し木階と切目縁を設け、入口に両折棧唐戸を建てて玄関とする。玄関を潜ると室内は廊下を兼ねた板敷の間があり四隅に丸柱を配置して仏堂風に仕上げる。さらに奥に入ると八畳の部屋が二部屋続き、最奥に内陣を配置する。外陣となる八畳の部屋はいずれも格天井を張り、長押を打って書院風の意匠でまとめ、側面には半間前後の下屋を付して廊下を兼ねた縁側とする。元々この建物西側に庭園があったことから、新聖天堂は接客機能を兼ねた建物と考えられる。基礎は、本柱には自然石割石、控柱には自然石切石を据えている。

新聖天堂に関連する棟札や設計図等、建築年代を直接知る得る史料は見つかっていない。現在の調査時点では、正面向拝、外陣、内陣で建築時期が異なり、明治後期以降、増改築を繰り返して現状のような姿になったと推測される。礼拝と接客空間が複合した建物として、登録文化財の候補物件として調査

	を進める。 【 東光院仁王門 】(登録候補) 仁王門は境内の北西隅に建つ三間一戸の八脚門である。規模は梁間2間(2,000 mm)・桁行 3 間(5,514 mm)で、軒高 3,138 mm、棟高 3,792 mmを測る。屋根は切妻造の銅板葺きで、妻飾りは妻梁に束を立てて大斗・舟肘木を載せ、妻壁には縦羽目板を張る。柱・梁・桁等の構造化粧材にはマツ材が使われている。平面は、中央 1 間を通路、その両脇 1 間を脇間とし、かつては金剛力士像を安置していた(現在、福岡市美術館に展示されている)という。中央間に 2 本の本柱とその控柱を 4 本立て、両脇間妻側に控柱を 4 本立てる。 正門に関連する棟札や設計図等、建築年代を直接知る得る史料は見つかっていない。風食等の経年感から観ると、部材別にばらつきがあるが、本柱(門柱)が最も古く、江戸時代後期まで遡る可能性があるため、今後の調査で、建造物に残る改修の痕跡や風食等について記録し、登録文化財の候補物件として調査を進める。 参考文献 東光院の仏教美術 福岡市美術館編 昭和 60(1985)年刊行 福岡市の近世社寺建築 福岡市教育委員会編 平成2(1990)年3月刊行
--	---





Y7

Y6

Y5

Y4

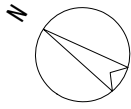
Y3

Y2

Y1

2,188
1,827
2,088
1,836
1,827
9,402

998



1,832
1,824
2,079
1,824
1,845
998
5,727

X1

X2

X3

X4

X5

X6

[写真 01]



外観
正面

[写真 02]



外観
正面、側面（東面）
渡り廊下（南面）

[写真 03]



外観
背面（東寄り）

[写真 04]



外観
側面（西面）

[写真 05]



外観
向拝部
組物、虹梁、蟄股等

[写真 06]



外観
向拝部

[写真 07]



向拝
海老虹梁、手挟み

[写真 08]



向拝
臺股
梵字
薬師如来、日光菩薩、月光菩薩

[写真 09]



内観
内陣
正面

[写真 10]



内観
庇
正面側

[写真 11]



内観
庇（西側）

[写真 12]



内観
庇（東側）、身舎

[写真 13]



内観
内陣正面
中央間

[写真 14]



内観
内陣正面
脇間（西間）

[写真 15]



内観
内陣正面
脇間（東間）

[写真 16]



内観
内陣正面
脇間（西間）
組物、琵琶板、
来迎柱 彩色

[写真 17]



内観
内陣正面
中央間
組物、琵琶板、
来迎柱 彩色
扁額

[写真 18]



内観
内陣正面
脇間（東間）
組物、琵琶板、
来迎柱 彩色

[写真 19]



内観
内陣中央間手前
天蓋

[写真 20]



扁額
身舎正面側

[写真 21]



扁額
内陣正面側

[写真 22]



扁額
内陣中央間

[写真 23]



扁額
庇西側奥

[写真 24]



扁額
庇西側奥

[写真 25]



床下
床組み
内陣下

[写真 26]



床下
柱取替え材
昭和 10 年墨書
「昭和十乙亥歳四月／
本堂ヲ大師堂トシテ改
築スルニ／際シ蟻害甚
シク依テ／是ヲ取替テ
／國寶保存会顕彰會／
現住■・・・」

[写真 27]



床下
柱取替え材
明治 15 年墨書

[写真 28]



床下
大引き
墨書

[写真 29]

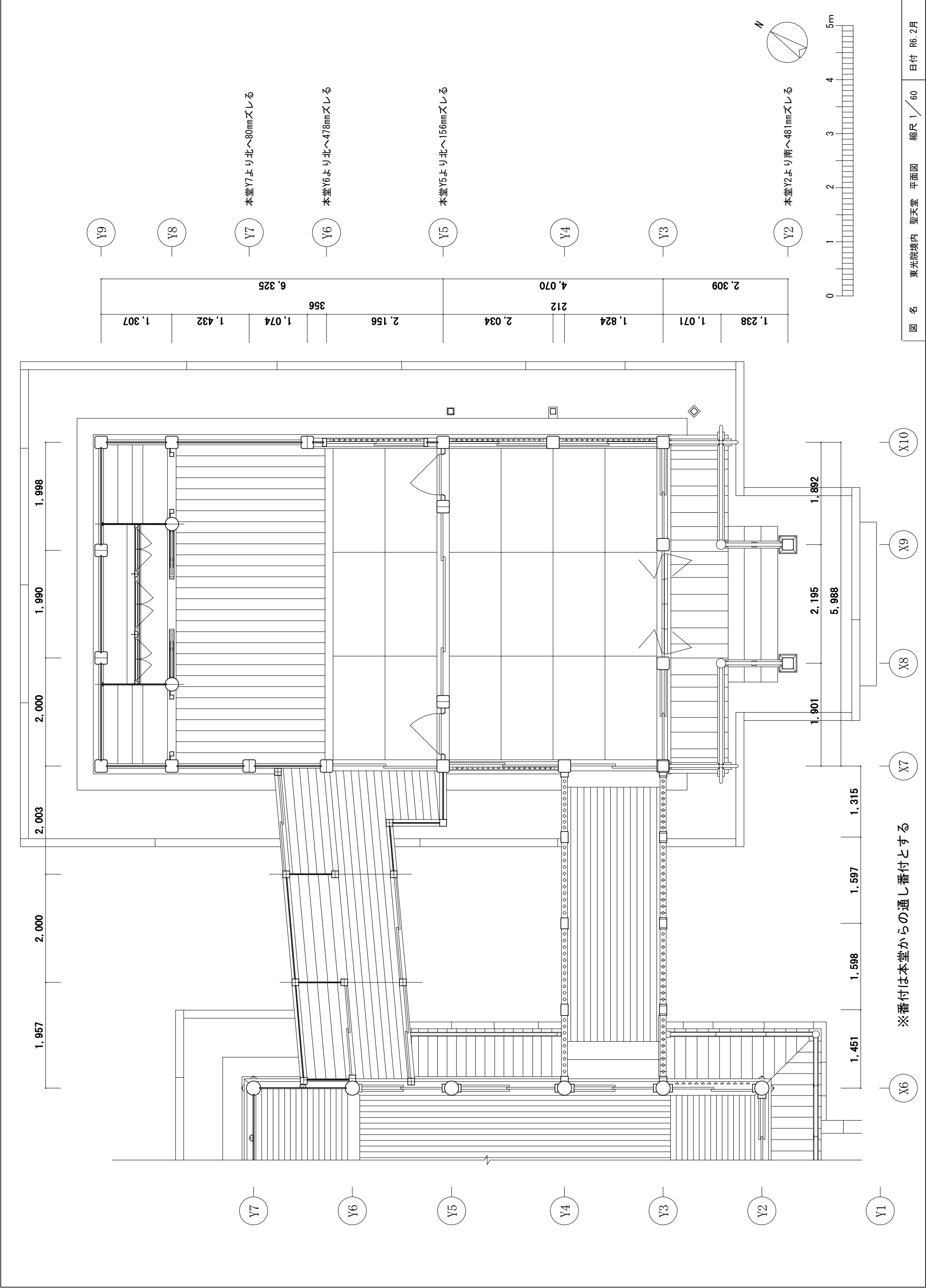


床下
大引き
墨書
「安政四年巳三月
十四日」

[写真 30]



小屋裏
小屋組み



[写真 01]



外観
正面

[写真 02]



外観
正面、側面（東面）

[写真 03]



外観
正面、側面（西面）
渡り廊下 南面

[写真 04]



外観
渡り廊下 南側
南面

[写真 05]



外観
側面（東面）

[写真 06]



外観
背面（北面）

[写真 07]



外観
渡り廊下 北側
北面

[写真 08]



向拝
正面

[写真 09]



向拝
簀股 正面
梵字
歡喜天

[写真 10]



向拝
墓股 背面
梵字
十一面観音菩薩

[写真 11]



向拝
手挟み

[写真 12]



内観
外陣

[写真 13]



内観
内陣

[写真 14]



内観
内陣
天井、天蓋

[写真 15]



内観
内々陣



[写真 16]

内観
渡り廊下
南側



[写真 17]

内観
渡り廊下
北側



[写真 18]

内観
側面（東面）
曇股 梵字
十一面観音菩薩

[写真 19]



仏像
歓喜天

[写真 20]



内々陣
腰下棚
古文書、資料等

[写真 21]



床下
床組み
建具等

[写真 19]



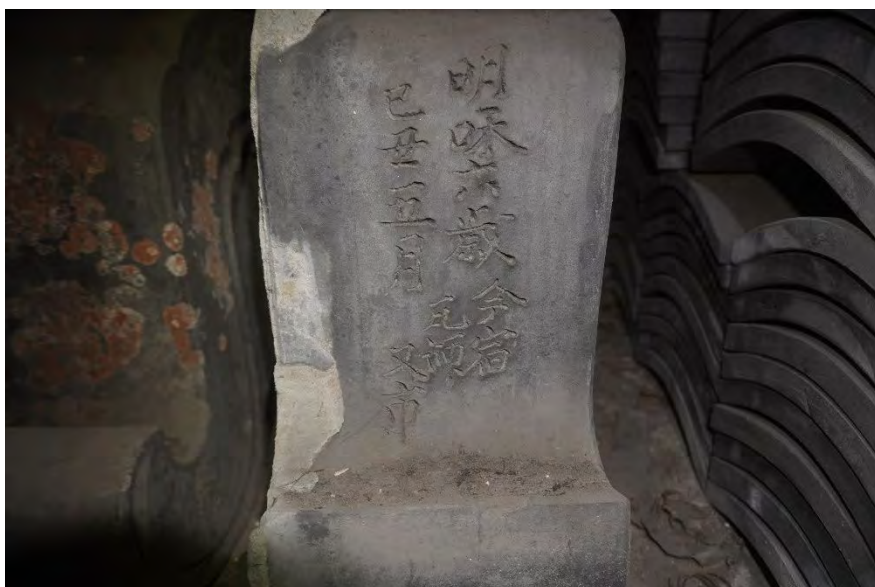
床下
瓦材

[写真 20]



床下
鬼瓦
饅頭文

[写真 21]



床下
鬼瓦
饅頭文
「明和六歳／巳丑五月
／今宿／瓦師／又市」

[写真 25]



床下
丸瓦

[写真 26]

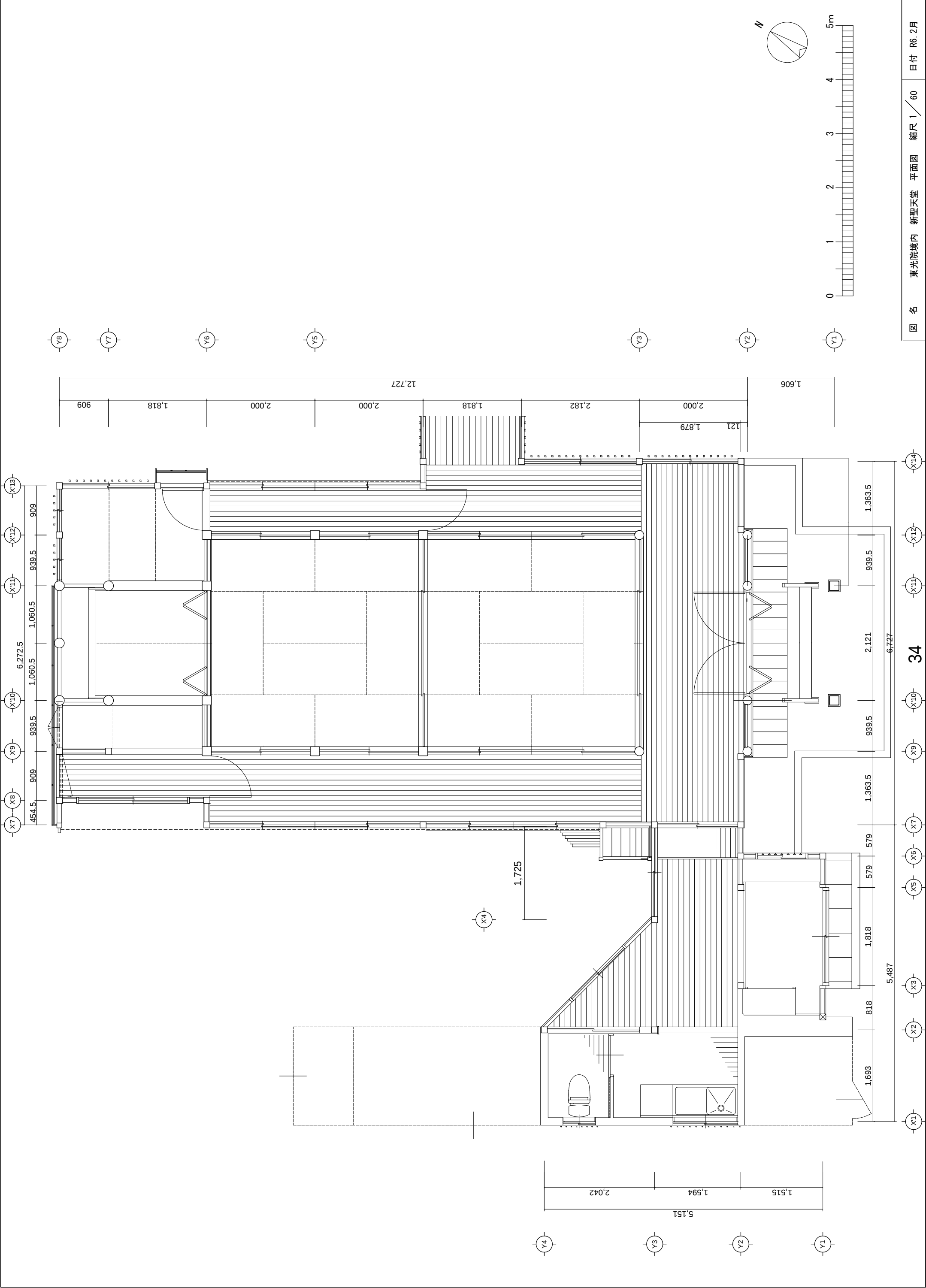


床下
丸瓦
「今宿三右エ門」

[写真 27]



小屋裏
小屋組み トラス
棟札
昭和 10 年墨書



[写真 01]



外観
正面

[写真 02]



外観
正面右寄り

[写真 03]



外観
側面（東面）
渡り廊下南面

[写真 04]



外観
管理人室
正面

[写真 05]



外観
管理人室、倉庫
側面（南、西面）

[写真 06]



外観
背面（東寄り）
渡り廊下
北面

[写真 07]



外観
背面（東寄り）

[写真 08]



外観
側面（西面）

[写真 09]



内観
玄関廊下



[写真 10]

内観
外陣
手前



[写真 11]

内観
外陣
奥



[写真 12]

内観
廊下（庇、西側）



[写真 13]

内観
廊下（東側、庇）



[写真 14]

内観
内陣



[写真 15]

内観
額

[写真 16]



内観
内陣
柱頭、組物等

[写真 17]



内観
内陣
組物

[写真 18]



内観
内陣正面
臺股か

[写真 19]



床下
床組み

[写真 20]

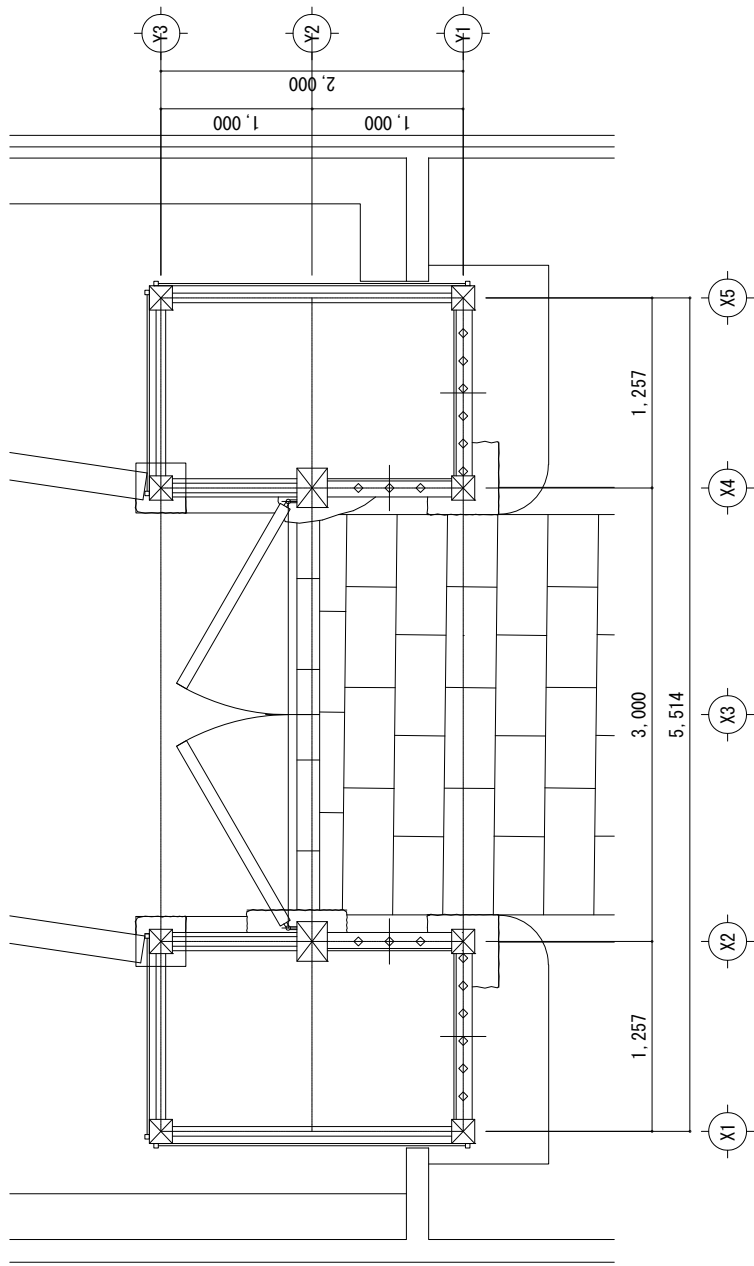


床下
床組み
大引き 墨書
「大羽根木母■」

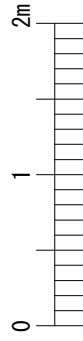
[写真 21]



小屋裏
小屋組み



平面図 (S=1/50)



[写真 01]



正面

[写真 02]



背面

[写真 03]



側面（南面）

[写真 04]



側面（北面）

[写真 05]



脇間
北側

[写真 06]



背面

[写真 07]



脇間
南側
扉、腰板、礎石、
敷石

[写真 08]



小屋組み

[写真 09]



小屋組み

1. 附属機関の情報公開

○福岡市情報公開条例（平成 14 年 3 月 28 日条例第 3 号） 抜粋

（附属機関等の会議の公開）

第 38 条 附属機関等の会議は、これを公開するものとする。ただし、その会議における審議の内容が、非公開情報に該当する事項に関するものであるとき、又は許可、認可等の審査、行政不服審査、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであって、会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるときは、この限りでない。

2. 文化財指定・諮問

○福岡市文化財保護条例（昭和 48 年 3 月 31 日条例第 33 号） 抜粋

（指定）

第 25 条 教育委員会は、本市の区域内に存する有形の民俗文化財(法第 78 条第 1 項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたもの及び県条例第 29 条第 1 項の規定により県指定有形民俗文化財に指定されたものを除く。)のうち市にとって重要なものを福岡市指定有形民俗文化財(以下「市指定有形民俗文化財」という。)に、無形の民俗文化財(法第 78 条第 1 項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたもの及び県条例第 29 条第 1 項の規定により県指定無形民俗文化財に指定されたものを除く。)のうち市にとって重要なものを福岡市指定無形民俗文化財(以下「市指定無形民俗文化財」という。)に指定することができる。

2 前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定には、第 4 条第 2 項から第 5 項までの規定を準用する。

3 第 1 項の規定による市指定無形民俗文化財の指定は、その旨を告示してする。

（昭和 51 条例 46・平成 17 条例 98・平成 24 条例 37・一部改正）

（諮問）

第 43 条 教育委員会は、次の各号に掲げる場合においては、審議会の意見を聞かなければならない。

(1) 第 4 条第 1 項、第 19 条第 1 項、第 25 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の規定により指定を行おうとするとき。

(2) 第 5 条第 1 項、第 20 条第 1 項、第 26 条第 1 項又は第 31 条第 1 項の規定により指定の解除を行おうとするとき。

(3) 第 19 条第 2 項（第 35 条第 4 項において準用する場合を含む。）若しくは第 4 項（第 35 条第 4 項において準用する場合を含む。）又は第 34 条の 2 第 2 項の規定により認定を行おうとするとき。

(4) 第 20 条第 2 項（第 36 条第 3 項において準用する場合を含む。）又は第 34 条の 3 第 2 項の規定により認定の解除を行おうとするとき。

(5) 第 34 条の 2 第 1 項の規定により選定を行おうとするとき。

(6) 第 34 条の 3 第 1 項の規定により選定の解除を行おうとするとき。

(7) 第 29 条第 1 項の規定により選択を行おうとするとき。

(8) 第 35 条第 1 項の規定により登録を行おうとするとき。

(9) 第 36 条第 1 項の規定により登録の抹消を行おうとするとき。

(昭和 51 条例 46・一部改正、平成 24 条例 37・旧第 36 条繰下・一部改正)

3. 文化財保護審議会

○福岡市文化財保護条例（昭和 48 年 3 月 31 日条例第 33 号）抜粋

第 7 章 文化財保護審議会(昭和 51 条例 46・改称、平成 24 条例 37・旧第 6 章繰下)

(設置等)

第 42 条 教育委員会に福岡市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、文化財の保存及び活用に関し、教育委員会の諮問に応ずるとともに、必要な調査及び研究を行うものとする。

3 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(昭和 51 条例 46・一部改正、平成 24 条例 37・旧第 35 条繰下・一部改正)

○福岡市文化財保護条例施行規則（昭和 48 年 3 月 31 日教育委員会規則第 9 号）抜粋

(審議会)

第 13 条 条例第 42 条第 1 項に規定する福岡市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)の委員の定数は、20 人以内とし、学識経験者のうちから教育委員会が委嘱する。

2 前項の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任されることができる。

(昭和 51 教規則 12・平成 24 教規則 6・一部改正)

(会長及び副会長)

第 14 条 審議会に会長 1 人及び副会長 2 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 前項の規定により職務代理をする副会長の順序は、会長があらかじめ定めるところによる。

(昭和 51 教規則 12・一部改正)

(専門調査委員)

第 15 条 教育委員会は、特別の事項を調査させるため審議会に専門調査委員を置くことができる。

2 専門調査委員は、教育委員会が委嘱する。

3 専門調査委員の任期は、特別の事項の調査が終了するときまでとする。

(昭和 51 教規則 12・一部改正)

(会議)

第 16 条 審議会の会議は、会長が必要があると認めるときに招集する。

2 審議会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(昭和 51 教規則 12、令和 6 教規則 9 ・ 一部改正)

(庶務)

第 17 条 審議会の庶務は、経済観光文化局文化財活用部文化財活用課において処理する。

(昭和 51 教規則 12 ・ 昭和 53 教規則 12 ・ 平成 3 教規則 7 ・ 平成 24 教規則 6 ・ 平成 31 教規則 7 ・ 一部改正)

(運営)

第 18 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(令和 7 教規則 3 ・ 追加)

附 則

この規則は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 51 年 4 月 1 日教規則第 12 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 53 年 4 月 1 日教規則第 12 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 3 年 3 月 28 日教規則第 7 号)

この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 29 日教規則第 6 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 28 日教規則第 7 号)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 10 月 24 日教規則第 9 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 7 年 3 月 17 日教規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。

福岡市文化財保護審議会の公開に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福岡市文化財保護審議会の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 審議会の会議は、これを公開する。ただし、次に掲げる場合について審議を非公開とする。

- (1) 文化財の保存及び活用に関する重要事項に関する議題について、個人情報が含まれている場合
- (2) その他会長が公開を不適当と認めた場合

2 議題を非公開とする場合の決定は、会長が行う。なお、非公開の決定にあたり、会長は必要に応じ各委員の意見を求めることができる。

(会議開催の周知)

第3条 福岡市経済観光文化局文化財活用部文化財活用課（以下「文化財活用課」という。）は、会議開催に当たって、会議の日時、場所等必要事項を記載した会議の開催案内を作成し、会議を開催する日の1週間前までに、次の方法により会議を開催する旨の周知を図るものとする。

- (1) 市ホームページへの掲載
- (2) その他

(傍聴人の定員)

第4条 傍聴人の定員は10名以内とし、開催場所等を踏まえ、会長が決定する。ただし、会長が認める場合は、増減員することができる。

(傍聴の受付)

第5条 傍聴の受付は、会議の当日、会議開始の30分前から15分前までに行う。傍聴を希望する者が定員を超えた場合は、先着順により決定する。

(傍聴することができない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 凶器の類等他人に危害を加えるおそれがある物品を携帯している者
- (3) はち巻、ビラ、プラカード、旗の類等議事を妨害するおそれがある物品を携帯又は着用している者
- (4) その他円滑な議事の運営を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められ

る者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、静粛を旨とし、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと
- (2) 談笑、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること等議事の妨げ又は他人の迷惑となる行為をしないこと
- (3) 飲食又は喫煙しないこと
- (4) 会場内で携帯電話等の無線機を使用しないこと
- (5) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるようなことをしないこと

2 写真撮影、録画、録音、配信等については原則認めない。事前に文化財活用課に申し出て行い会長が適当と認めた場合、会議の冒頭のみ行うことができる。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人がこの要領に違反するときは、会長はこれを制止し、それでもなおその指示に従わず、会議の目的が達成できないと認められる場合は、当該傍聴人を退場させる、或いは当該会議を中止する等の措置を講ずることができる。

2 第2条に基づき、会議を公開しないこととしたときは、傍聴人は速やかに退場しなければならない。

(会議要旨の作成及び閲覧)

第9条 文化財活用課は、次に掲げる事項を記載した会議要旨を作成するものとする。

- (1) 会議名
 - (2) 開催日時・場所
 - (3) 出席者
 - (4) 議事・報告
 - (5) 公開・非公開の別（非公開部分がある場合は、その理由）
 - (6) 傍聴人の人数
 - (7) 会議資料（非公開部分がある場合は、その理由）
 - (8) 審議の状況
- 2 会議要旨は、会長の指名した委員2名が署名する。
- 3 文化財活用課は、作成した会議要旨を、福岡市のホームページに掲載し、これを作成した日から同日の属する年度の翌年度3月31日まで閲覧に供するものとする。

附 則

この要領は、令和7年2月10日から施行する。

福岡市内指定文化財区分別件数一覧

令和8年2月5日 現在

区 分		国指定		県指定		市指定		合 計	
		件数	員数	件数	員数	件数	員数	件数	員数
有形文化財	建造物	9	9	11	11	16	16	36	36
	絵 画	13	18	6	27	18	45	37	90
	彫 刻	11	32	13	17	20	40	44	89
	工芸品	(3) 20	22	15	22	21	21	56	65
	書跡・典籍 ・古文書	(1) 12	812	6	47	32	1,453	50	2,312
	考古資料	(1) 10	2,792	16	37	57	1,226	83	4,055
	歴史資料			2	4,806	6	273	8	5,079
	小 計	(5) 75	3,685	69	4,967	170	3,074	314	11,726
無形文化財		1	1	7	11	2	2	10	14
民俗文化財	有 形			17	115	14	246	31	361
	無 形	2	2	7	7	22	22	31	31
	小 計	2	2	24	122	36	268	62	392
記念物	史 跡	14	20	5	5	14	20	33	45
	名 勝					2	2	2	2
	天然記念物	2	2	3	3	4	865	9	870
	小計	16	22	8	8	20	887	44	917
合 計		(5) 94	3,710	108	5,108	228	4,231	430	13,049

※()内は国宝(国指定の内数)

令和6年度履歴

●令和7年3月17日 市公報告示 市指定無形民俗文化財 筥崎宮玉せせり行事

令和7年度履歴

●令和7年9月26日 官報告示 重要文化財 金光明最勝王經 10帖(九州大学所蔵)

福岡市内登録文化財区分別件数一覧

令和8年2月5日 現在

区 分		国登録		市登録		合 計	
		件数	員数	件数	員数	件数	員数
有形文化財	建造物	66	66	21	21	87	87
	美術工芸品						
	小 計	66	66	21	21	87	87
無形文化財		—	—				
民俗文化財	有 形						
	無 形	—	—	24	24	24	24
	小 計			24	24	24	24
記念物	遺 跡						
	名勝地	1	1			1	1
	動物、植物及び地質鉱物 関係						
	小計	1	1	0	0	1	1
合 計		67	67	45	45	112	112

令和6年度履歴

- 令和6年 8月15日 官報告示 国登録有形文化財(建造物)「旧九州帝国大学正門及び塀」1件 登録
- 令和6年12月 3日 官報告示 国登録有形文化財(建造物)「冷泉荘(旧八木アパート)」1件 登録
- 令和7年 3月13日 官報告示 国登録有形文化財(建造物)「旧大學湯」1件 登録
国登録有形文化財(建造物)「旧九州芸術工科大学環境画像棟」ほか
4件登録

令和7年度履歴

- 令和7年 8月6日 官報告示 国登録有形文化財(建造物)「ジョーキュー醤油納戸蔵」1件 抹消
- 令和7年12月16日 官報告示 国登録有形文化財(建造物)「福岡縣護国神社本殿」ほか10件 登録

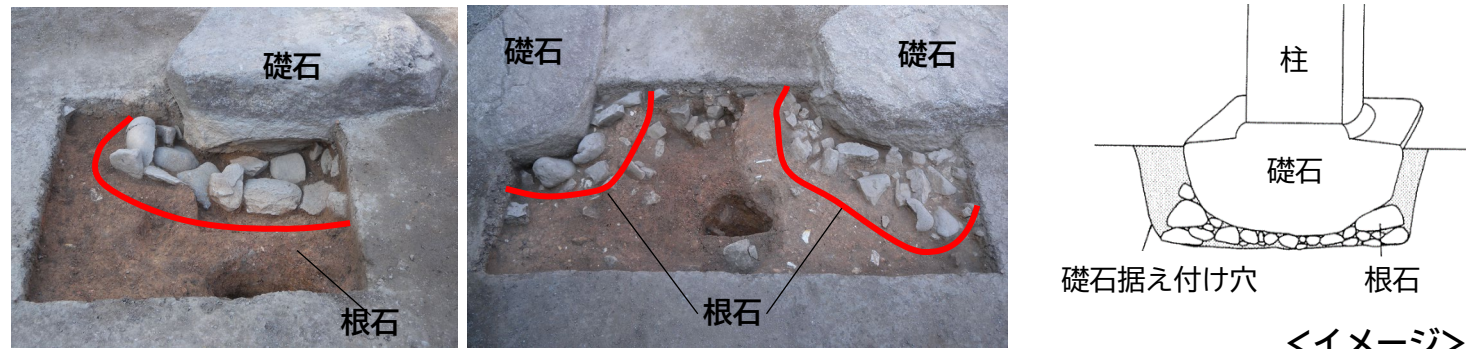
令和8年2月現在

	指定区分	名称	所在の場所	所有者又は管理者	指定年月日
1	国	博多祇園山笠行事	福岡市博多区上川端	博多祇園山笠振興会	昭和54年2月3日
2	国	博多松囃子	福岡市博多区	博多松囃子振興会	令和2年3月16日
3	県	今津人形芝居	福岡市西区大字今津	今津人形芝居保存会	昭和51年4月24日
4	県	飯盛神社のかゆ占	福岡市西区大字飯盛	飯盛神社のかゆ占保存会	昭和51年4月24日
5	県	香椎宮奉納獅子楽	福岡市東区香椎	香椎宮奉納獅子楽保存会	昭和51年4月24日
6	県	志賀海神社神幸行事	福岡市東区大字志賀島	(宗) 志賀海神社	昭和51年4月24日
7	県	志賀海神社歩射祭	福岡市東区大字志賀島	(宗) 志賀海神社	昭和51年4月24日
8	県	山ほめ祭	福岡市東区大字志賀島	(宗) 志賀海神社	昭和51年4月24日
9	県	はやま行事	福岡市東区大字奈多字宮山	早魚行事保存会	昭和51年4月24日
10	市	今宿青木獅子舞	福岡市西区今宿青木	今宿青木獅子舞保存会	昭和52年3月14日
11	市	元岡獅子舞	福岡市西区大字元岡	元岡獅子舞保存会	昭和52年3月14日
12	市	元岡祇園ばやし	福岡市西区大字元岡	元岡祇園ばやし保存会	昭和52年3月14日
13	市	宇田川原豊年獅子舞	福岡市西区大字宇田川原	宇田川原豊年獅子舞保存会	昭和52年3月14日
14	市	能古島白鬚神社おくんち行事	福岡市西区能古	能古島白鬚神社おくんち行事保存会	昭和58年3月31日
15	市	筥崎宮神幸行事	福岡市東区箱崎	(宗) 筥崎宮	昭和61年3月17日
16	市	飯盛神社流鏝馬行事	福岡市西区大字飯盛	飯盛宮当流流鏝馬保存会	平成5年3月25日
17	市	草場の盆綱引き	福岡市西区大字草場	草場の盆綱引き保存会	平成8年3月25日
18	市	西浦のかずら引き	福岡市西区大字西浦	西浦のかずら引き保存会	平成8年3月25日
19	市	田隈の盆押し・盆綱引き	福岡市早良区野芥	地祿天神社夏祭り保存会	平成8年3月25日
20	市	田島神楽	福岡市城南区田島	田島神楽保存会	平成10年3月19日
21	市	城の原の盆踊り	福岡市西区上山門	城の原・小松原盆行事保存会	平成11年3月29日
22	市	博多仁和加	福岡市中央区天神	博多仁和加振興会	平成14年3月4日
23	市	志賀島の盆踊り	福岡市東区大字志賀島	志賀島の盆踊り保存会	平成15年3月10日
24	市	金隈の鳶の水	福岡市博多区金の隈	金隈の鳶の水保存会	平成17年3月24日
25	市	石釜のトビトビ	福岡市早良区大字石釜	石釜のトビトビ保存会	平成17年3月24日
26	市	今津十一日まつり	福岡市西区今津	今津十一日まつり保存会	平成22年3月18日
27	市	今宿上町天満宮鬼すべ行事	福岡市西区今宿	今宿上町天満宮鬼すべ行事保存会	平成25年3月18日
28	市	唐泊の御万歳	福岡市西区大字宮浦	唐泊の御万歳保存会	平成26年3月17日
29	市	唐原の祇園山笠行事	福岡市東区唐原	唐原の祇園山笠行事保存会	平成31年3月25日
30	市	小呂島の祇園山笠行事	福岡市西区小呂島	小呂島の祇園山笠行事保存会	令和2年3月23日
31	市	筥崎宮玉せせり行事	福岡市東区箱崎	筥崎宮玉せせり行事保存会	令和7年3月17日

1 調査経過

【調査状況①】 礎石が江戸時代の姿を保っていることが判明した。

- ・天守台の地表に見えていた礎石の下から、江戸時代の工法で築かれた根石が見つかった。
このことにより、礎石は江戸時代の姿のまま残されていたことが明らかになった。
- ・建物を建てることを前提として、礎石と根石でしっかりと基礎固めをしている構造である。



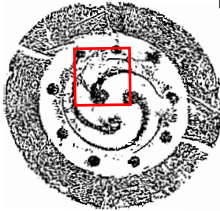
<イメージ>

【調査状況②】 江戸時代の建物に使用される部材が出土した。

- 瓦
屋根の軒先に葺く瓦の一部が出土した。
福岡城の瓦によく見られる巴文の模様がある。
- 釘（和釘）
釘とみられる鉄製品が2点出土した。
そのうち1点をX線で撮影したところ、長さ約6cm（2寸）の和釘であることが判明した。



出土品



<参考例>

瓦(軒丸瓦)



<実物>



<X線写真>



<推定図>

釘(和釘)

【調査状況③】 石垣調査

天守台内側(穴蔵部分)の石垣の現状と内部構造を明らかにするため、石垣内部のレーダー探査を実施中。

【調査状況④】 地盤調査

礎石の下の地盤の状況（固さ・地質など）を確認するため、天守台内部（穴蔵部分）のボーリング調査や圧密度調査を実施中。